

# 会 則

## 第1章 総則

第1条（名称） 本会はなべの会稲門会（以下本会）という

第2条（目的） 本会は会員相互の親睦の深化を図るとともに早稲田大学なべの会の活動支援を行い、もって早稲田大学の発展に寄与することを目的とする

第3条（活動） 前条の目的達成のため、以下の活動を行う

- ①年度総会の開催
- ②周年記念行事の企画
- ③会員ネットワークの強化
- ④会員相互の親睦のための活動および広報
- ⑤早稲田大学なべの会現役会員への支援活動
- ⑥母校早稲田大学発展への貢献活動

## 第2章 会員

第4条（会員） 本会の会員は原則として早稲田大学なべの会の卒業生、及びなべの会の活動経験者で入会を希望した者とする

第5条（入会） 本会には早稲田大学なべの会を卒業したと同時に入会したものとする

第6条（会員の義務）

本会の会員は以下の義務を負う

- ①第3条の活動に積極的に参加すること
- ②会費の納入

## 第3章 役員

第7条 本会の役員は、次の者より成るものとする

- ①会長 1名
- ②副会長 若干名
- ③幹事長 1名
- ④年次代表幹事 若干名
- ⑤事務局長 1名
- ⑥事務局幹事（会計含む） 若干名
- ⑦会計監査 1名

第8条 前条役員は、原則として本会総会で選出する。但し、止むを得ない事情による任期途中の交代については、役員会で選出し総会に報告するものとする

- 第9条 役員の任期は5年とし、その再任を妨げない。なお任期途中の交代について止むを得ないと役員会で認められた場合は前条但し書きによるものとする
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する
- 第11条 副会長は、会長を補佐する
- 第12条 幹事長は年次代表幹事を統括するとともに、会長を補佐して会務の円滑な進行を図る
- 第13条 年次幹事は、卒業年次を代表して会員の意見等を反映できるように本会の健全なる発展に寄与する
- 第14条 年次代表幹事は複数の年次幹事を代表して、本会の活動に参画する
- 第15条 事務局長は、本会の庶務的事項及び会員への通信や稲門会公式ホームページの運営等に関する事項を担務する
- 第16条 会計は、会費を管理して、会計報告を行う
- 第17条 会計監査は、本会の会計内容を監査し、監査報告を行う
- 第18条 本会に名誉会長、特別顧問および顧問をおくことができる
- ①名誉会長は会長経験者から選任する
  - ②特別顧問は副会長経験者および本会貢献者から選任する
  - ③顧問は副会長経験者および本会貢献者から選任する
  - ④名誉会長、特別顧問、顧問は会長が委嘱する
  - ⑤名誉会長、特別顧問、顧問の任期は役員と同じとする
  - ⑥名誉会長、特別顧問、顧問は会長の諮問機関とする

#### 第4章 役員会

- 第19条 役員会は、本会の運営事項を審議し、必要に応じて総会に諮るものとする
- 第20条 役員会は会長が召集し、次に掲げる事項について審議して決議については出席者の過半数の賛成を以て成立とする
- ①本会役員選任に関する事項
  - ②予算、決算その他の一切の会計に関する事項
  - ③本会の運営（年度計画および実施に関する事項等）に関する重要事項
  - ④会則の変更および廃止に関する事項
  - ⑤その他本会の目的を達成するための必要事項
- 第21条 年次代表幹事と事務局幹事は幹事長とともに代表幹事会を構成し、前条の円滑な業務運営を推進する
- 第22条 事務局の設置場所は付則にて定める

## 第5章 総会

第23条 総会は次の事項を審議し或いは報告を受け、必要事項についてこれを決定する

- ① 本会役員選任に関する事項
- ② 予算決算報告
- ③ 活動報告
- ④ その他本会の目的を達成するための必要事項

第24条 総会は、原則として会長が年1回召集する。総会での決議は、出席した会員の過半数の賛成を以て成立とする

## 第6章 会費及び会計事務

第25条（経費） 本会の経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる

第26条（会計年度）

本会の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日とする

第27条（会費） 会費の額、その決定とその改正は本会総会において出席者数の2/3以上の承認を得て行う

第28条（額） 本会会費は年額1,500円とする

第29条 会費の徴収及び会計処理は事務局及び会計が行い、毎年度総会にて報告をして承認を得なければならない

## 第7章 監査

第30条 本会経費の会計監査は、会計監査がこれを会計年度毎に行い総会に報告する

## 第8章 会則改正等

第31条 本会の会則改正は総会出席者数の2/3以上の賛成を得なければならない

(2) この会則に定めのない事項については、その都度総会または役員会において協議決定する

(3) 総会または役員会において協議すべき事項であっても早急な決定が要すると思われる場合については、関係役員の裁量に依って暫定決議として実行することができる。その内容については直後の総会または役員会において正式に協議して承認されれば暫定決議に遡って決定されたものとする

付則

(令和2年12月改正)

本会則は、令和2年12月14日より施行する

(事務局の場所)

令和2年12月14日現在 本会の事務局の住所及び管理者は次の通り

住所(省略) 朝日幸嗣(幹事長)

なべの会稲門会慶弔見舞金規定(平成20年12月14日制定)

第1条(目的) 本規定は本会の慶弔金および見舞金の支出について定めたものである

第2条(支出の対象)

慶弔金および見舞金は早稲田大学なべの会が公式にお世話になっている

関係者を対象とし、本会役員、本会会員を対象としない

第3条(慶弔見舞金の種類)

傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金とする